

令和３年度 第１回市川市子ども・子育て会議（意見および回答）

議題１ 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する意見聴取について

発言者 高尾 公矢 委員

質問・意見の内容	市からの回答
①認定こども園アイリス幼稚園は、幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行ということで低年齢児(0歳児は除く)を受け入れが可能となり、保護者にとっても選択の幅が広がる。今後も幼稚園からの認定こども園への移行の先駆けになると考えられ、望ましいと思います。 ②認定こども園COCOWA学園は、地方裁量型認定こども園としての設置となる。地方裁量型こども園は兵庫県姫路市で国の基準では認可外施設ではないでしょうか(県の条例で定めた基準では認可)。兵庫県姫路市で起こった「ワンズマザー事件」は地方裁量型で、施設のあり方をめぐって様々な指摘がなされています。市川市では待機児童が解消に向かいつつある現在、あえて地方裁量型認定こども園を設置・認可する理由を明確にする必要があると思います。	①貴重なご意見として頂戴いたします。 ②市では、幼稚園類似施設（認可外幼稚園）として運営していた、COCOWA 学園ほか 2 園を地方裁量型認定こども園として整備しています（COCOWA 学園は 10 月 1 日開園予定）。 幼稚園類似施設は、幼児教育・保育の無償化対象外とされていたことから、入園されている保護者にとって、他の幼児教育・保育施設と比べ不公平感がありました。 市では、この不公平感を解消するべく、幼稚園類似施設事業者と協議し、自費にて整備していただき、地方裁量型認定こども園として整備した次第です。 これらの幼稚園類似施設は、前述した 3 園のみとなっており、今後地方裁量型認定こども園を整備していく予定はありません。

令和３年度 第１回市川市子ども・子育て会議（意見および回答）

議題１ 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する意見聴取について

発言者 吉原 正実 委員

質問・意見の内容	市からの回答
①COCOWA 学園について 旧アース学園のときは、千葉県学事課より「運営方針や経営方針、土地の権利関係が複雑で学法になるのは難しい。」と聞いていたが、その後、改善されたのか。	①今回の審議対象施設の運営法人である株式会社ここわ学園については、アース学園とは別法人であり、法人代表者も異なります。 また、今回の計画地は、アース学園とは別の隣地に新園舎を建設し、新しく認定こども園を開設するものです。 このため、アース学園は今回の審議対象施設ではないことから、その内情等については把握しておりません。
②COCOWA 学園について 利用認定の 90%が 1 号（40 名）となっているが、学園のホームページには 2 号認定も含めて 9 月に園児募集すると明記している。2 号認定の募集を市は認めているのか。今後、利用調整をするのか。	②保育を必要とする子どもであるいわゆる 2 号認定の子どもについては、市に利用の申込みを行い、市が利用調整を行います。この点につき、株式会社ここわ学園のホームページの掲載内容から疑義が生じるとのご意見であれば、その旨、設置・運営法人にお伝えします。
③COCOWA 学園について 園児の募集日程については、地元幼稚園団体等と協調して、他と日程を合わせる必要があるのではないかと。	③募集日程については統一されていた方が、市民にとってもわかりやすいと思います。今回の件は、強制はできませんが、法人にお伝えさせていただきます。
④アイリス幼稚園について 11 月開園であるが、11 月の利用者は利用定員内に収まっているのか。	④2,3 号認定の申込みが始まっていないため利用者数の確定はしていません。現在利用している 1 号認定の在園児数のみでいえば、施設全体の定員数の範囲内には収まっております。
⑤アイリス幼稚園について 1 号認定 3 歳児 46 名に対し、3・4 歳児は 34 名となっている。進級時（4 歳児）	⑤ 1 号認定 3 歳児定員 46 人のうち 12 人は満 3 歳児です。仮に満 3 歳児が 12 人全て埋まっていたとすると、ご指摘のとおり 3 歳児

12 名の園児の定数が不足することはないのか。 もし 12 人が満三歳児だとすると、3 歳児の新規募集は 22 人ということか。 ⑥アイリス幼稚園について 将来的な定員とはどのような意味か。既存の園と開園する園の定員の扱いについて不公平なことが生じることはないのか。 ⑦小規模保育所の卒園児の利用調整方法について 小規模保育所は、開園時点で連携施設を持つ必要があるが、現在は、特例として連携施設を持たなくても小規模保育所を	新規募集は 22 人の範囲内になろうかと思いますが、法人からは、令和 3 年度は満三歳児の受入れを行わないと聞いております。 ⑥将来的な定員については、建替え後の認定こども園アイリス幼稚園の保育室面積等から算出した適正規模に対する定員です。現在の在園児数は、施設全体の定員数の範囲内では収まっておりますが、認定区分でみると現在の在園児数が定員を超過している状況です。 そのうえで、利用定員は、当該施設における最近の実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえて事業者と協議のうえ設定することとされております。認定こども園アイリス幼稚園は、令和 4 年度の 1 号認定子どもの新規園児募集については、兄弟利用の方以外は受けない方向性でいるなど、施設の適正規模を踏まえた人数まで園児数を抑えることに対し真摯に向き合い将来的な定員数に園児数の水準を合わせるよう、現に動き始めております。このような事情を鑑み、施設の適正規模の定員を念頭に利用定員を設定しようとしたものです。 しかしながら、ご指摘の点についてはもっともなことで存じますので、在園児数が影響する 3 歳以上児の利用定員については、施設の適正規模ではなく、暫定的に在園児数を踏まえた設定数とすることを前提に、改めて法人と協議いたします。 ⑦国の子ども・子育て支援新制度移行後 5 年の見直しにより、市の利用調整に当たり小規模保育事業所等の卒園児を優先的に扱うなど、引き続き保育を提供できる環境を整えている場合は、「卒園後の受け皿」に関する
---	--

開園できることとなっている。今回の小規模保育所の卒園児の利用調整方法に関する対応は、いまだに連携施設を持たずに運営する小規模保育所が多く存在することへの対応か。	連携施設の確保の規定は適用されないこととなりました。 これを受け、本市としまして、令和２年度に市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等を改正し、国の見直しの内容を反映しております。 今回の変更については、児童及び保護者の保育の継続性を優先した変更となっております。 小規模保育所等の連携施設の確保については、当初の５年間で延長され、１０年間の経過措置が適用されている状況ですが、小規模保育所等は連携施設を確保することが、在園している子どものための最良の選択肢になると考えておりますので、連携施設の確保は最重要課題と考えております。今後も連携施設の確保について検討、促進をしてまいりたいと考えております。
⑧小規模保育所の卒園児の利用調整方法について 待機児童が解消され、保育園等や就労型預かり実施幼稚園に空きが出てきている状況から、連携施設を持てるように市が仲介していくのが本来の見直しではないか。	⑧幼稚園が保護者のニーズ（費用の面や預かり時間が短いこと）に対応できれば検討していきたいと考えております。
⑨小規模保育所の卒園児の利用調整方法について 今回の利用調整の見直しは、今後も小規模は連携施設を持つ必要がないということか。また、小規模保育所を新規開園する場合、恒久的に連携施設を持たなくてもよいということか。	⑨国の子ども・子育て支援新制度移行後５年の見直しにより、市の利用調整に当たり小規模保育事業所等の卒園児を優先的に扱うなど、引き続き保育を提供できる環境を整えている場合は、「卒園後の受け皿」に関する連携施設の確保の規定は適用されないこととなりました。 これを受け、本市としまして、令和２年度に市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等を改正し、国の見直しの内容を反映しております。

	今回の変更については、児童及び保護者の保育の継続性を優先した変更となっております。 連携施設を確保する義務は小規模保育所等にあると考えており、この考え方については、変わりはありません。 今後は連携施設の確保について、連携 3 要素（①保育内容の支援、②代替保育の提供、③卒園後の受け皿）を踏まえ、連携施設の確保について取り組んでいきます。
--	--

令和３年度 第１回市川市子ども・子育て会議（意見および回答）

議題１ 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する意見聴取について

発言者 田口 安克 委員

質問・意見の内容	市からの回答
①COCOWA 学園について 当該学園の経営母体の事業継続性および運営能力について千葉県はどのように評価しているか市は把握しているか。 ②COCOWA 学園について 隣接するアース幼稚園はCOCOWA 学園を運営する法人との関係はあるか。 ③COCOWA 学園について 仮に同一の組織体であれば、事業の継続性と組織変更理由について千葉県はどのように評価しているか、市は把握しているか。	①千葉県がどのように評価しているかまでは把握しておりません。ただし、認定こども園の認定を受け、事業を実施していくに当たり必要となる保有資金を有していることや園児数に対し必要となる有資格者の職員が確保できていることなど、認定に必要な要件を満たしていることについては、市でも承知しております。 ②今回の審議対象施設の運営法人である株式会社ここわ学園とアース学園とは別法人であり、法人代表者も異なります。このため、関係性を有するものではなく、別施設として認定を受けるものとなります。 ③上記と同様に、千葉県がどのように評価しているかまでは把握しておりませんが、認定こども園の認定に当たり、必要な要件を満たす計画となっていることについては承知しております。